

石川県公報

平成 29 年 3 月 31 日 (金曜日)

号 外

(第 23 号)

目 次

規 則		
○石川県事務委任規則の一部を改正する規則 (行政経営課)	1	○石川県組織規則の一部を改正する規則 (同) 1 ○石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部 を改正する規則 (同) 7

規 則

石川県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十七号

石川県事務委任規則の一部を改正する規則

石川県事務委任規則(昭和二十五年石川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二保健福祉センター所長の項第二号中5を6とし、4を5とし、同号3中「第五十条第六号の三」を「第五十条第六号の二」に改め、同号中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 第三十一条第一項の規定による母子生活支援施設の在所期間の延長

別表第二児童相談所長の項第一号10中「第三十一条」を「第三十一条第二項及び第三項」に改め、同号中14を15とし、13を14とし、12を13とし、同号11中「第三十三条第二項」を「第三十三条第二項、第四項、第七項及び第九項」に改め、同号中11を12とし、10の次に次のように加える。

11 第三十一条第四項の規定による第二十七条第一項及び第二項の措置

別表第二児童相談所長の項第四号7中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同表保健所長の項中第五十八号を第五十九号とし、第五十二号から第五十七号までを一号ずつ繰り下げ、第五十一号の次に次の一号を加える。

五十二 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)

1 第二十八条第二項の規定による指導及び助言

2 第二十九条第二項の規定による報告の徴収

3 第三十条第二項の規定による立入検査

別表第二農林総合事務所長の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同表土木総合事務所長の項第二号2中「及び第二項」及び「または昇降機等」を削り、同号中4を6とし、6の前に次のように加える。

5 第十五条第三項の規定による滅失報告等の受理

別表第二土木総合事務所長の項第二号3中「及び第二項」を削り、「建築除却届並びに滅失報告書等」を「及び建築除却届」に改め、同号中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 第十二条第三項の規定による昇降機等の定期報告の受理

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

石川県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十八号

石川県組織規則の一部を改正する規則

石川県組織規則(昭和二十九年石川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表企画振興部の項の次に次のように加える。

県民文化スポーツ部	企画調整室、県民交流課、文化振興課、スポーツ振興課、男女共同参画課
-----------	-----------------------------------

第三条第一項の表環境部の項中「環境部」を「生活環境部」に改め、「水環境創造課」を削り、「水道企業課」を「生活安全課」に改め、同表土木部の項中「管繕課」の下に、「水道企業課」を加え、同条第二項中「企画振興部に県民文化局を」を削り、同条第三項の表県民文化局の項を削り、同条第六項の表地域振興課の項を削り、同表県民交流課の項の次に次のように加える。

文化振興課	新図書館整備推進室
-------	-----------

第三条第六項の表都市計画課の項中「景観形成推進室」の下に、「生活排水対策室」を加える。

第六条第二項の表危機対策課の項第十七号中「危機管理監室の主管事務」を「危機管理監室主管事務」に、「課」を「分課」に改め、同条第三項の表情報システム室の項中「第一項の表行政経営課の項第八号及び第九号」を「第一項の表行政経営課の項第九号及び第十号」に改める。

第六条の二第一項の表企画課の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十号中「企画振興部の主管事務」を「企画振興部主管事務」に改め、同項中同号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とし、同表地域振興課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項の表震災復興支援室の項を削り、同条中第四項を第三項とし、第五項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(県民文化スポーツ部の各分課等の分掌事務)

第六条の三 県民文化スポーツ部の各分課の分掌事務は、次のとおりとする。

分 課 名	分 掌 事 務
企画調整室	1 県民文化スポーツ部内の政策及び予算の企画調整に関すること。 2 県民文化スポーツ部内の人事、組織及び定数の管理及び企画調整に関すること。 3 県民文化スポーツ部内の事務の連絡調整等に関すること。
県民交流課	1 広報及び広聴活動の総合的な企画及び調整に関すること。 2 県民ニーズの把握及び解析に関すること。 3 行政相談に関すること。 4 来庁者の案内及び庁内放送に関すること。 5 地域のコミュニティの育成及びテレビジョン難視聴対策に関すること。 6 NPO・ボランティア活動の推進に関すること。 7 健民運動の推進に関すること。 8 国の委託統計調査に関すること(他課の分掌事務を除く)。 9 県の統計調査に関すること(他課の分掌事務を除く)。 10 統計の加工及び分析に関すること。 11 統計資料に関すること。 12 統計調査事務の連絡調整に関すること。 13 市町統計調査事務の指導に関すること。 14 統計思想の普及及び啓発に関すること。 15 県民文化スポーツ部主管事務で他の分課に属しないこと。 16 県民文化スポーツ部の企画調整室の庶務に関すること(総務事務管理室の分掌事務に係るものを除く)。
文化振興課	1 文化振興に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。 2 行政の文化化の促進に関すること。 3 文化施設に関すること。

	4 芸術文化に関すること。 5 文化関係団体に関すること。 6 著作権に関すること。 7 博物館の管理運営に関すること (教育委員会の分掌事務を除く)。 8 能楽堂に関すること。 9 音楽堂に関すること。 10 石川四高記念文化交流館 (石川近代文学館及び石川四高記念館) に関すること。 11 石川県政記念しいのき迎賓館に関すること。 12 新泉立図書館の整備に関すること。
スポーツ振興課	1 スポーツ振興に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。 2 スポーツ活動の指導助言に関すること。 3 体育施設に関すること。 4 生涯スポーツの推進に関すること。 5 競技力の向上に関すること。 6 スポーツ関係団体に関すること。 7 国民体育大会に関すること。
男女共同参画課	1 男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。 2 男女共同参画推進及び男女共同参画計画の推進に関すること。 3 配偶者等暴力対策に関すること。 4 女性保護に関すること。 5 女性センター及び女性相談支援センターに関すること。

2 県民文化スポーツ部の課内室の分掌事務は、次のとおりとする。

課内室名	分 掌 事 務
広報広聴室	第一項の表県民交流課の項第一号から第四号までに掲げる事務
統計情報室	第一項の表県民交流課の項第八号から第十四号までに掲げる事務
新図書館整備推進室	第一項の表文化振興課の項第十二号に掲げる事務

第七条の二の見出し及び同条の表以外の部分中「環境部」を「生活環境部」に改め、同条の表企画調整室の項中「環境部内」を「生活環境部内」に改め、同表環境政策課の項第六号中「騒音に係る」を削り、「あてはめ」を「当てはめ」に改め、同項第九号中「大気汚染」の下に「水質汚濁」を、「振動」の下に「地盤沈下」を加え、同項第十七号中「環境部」を「生活環境部」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第十六号中「環境部主管事務」を「生活環境部主管事務」に改め、同項中同号を第二十一号とし、第十五号の次に次の五号を加える。

- 16 地下水の確保に関すること。
- 17 水道事業の指導監督及び飲料水の衛生に関すること。
- 18 工業用水に関すること。
- 19 温泉に関すること。
- 20 建築物における衛生的環境の確保に関すること。

第七条の二の表水環境創造課の項を削り、同表水道企業課の項を次のように改める。

生活安全課	1 消費者行政の総合的な企画及び調整に関すること。 2 消費生活に係る取引の適正化に関すること。 3 消費生活協同組合に関すること。 4 不当景品類及び不当表示の防止に関すること。 5 交通安全及び防犯まちづくりに関する事務の総合的な企画及び調整に関すること。 6 交通安全思想の普及及び啓発に関すること。 7 交通事故相談に関すること。 8 防犯まちづくり思想の普及及び啓発に関すること。
-------	--

	9 犯罪被害者等の支援に関すること。
	10 消費生活支援センターに関すること。

第八条第一項の表経営支援課の項第三号中「企業の再生及び事業転換」を「中小企業の再生、事業転換及び承継」に改める。

第九条第一項の表森林管理課の項第十号中「森林国営保険」を「森林保険」に改め、同条第二項の表競馬総務課の項第十二号中「課」を「分課」に改める。

第十条第一項の表都市計画課の項中第十号を第十五号とし、第九号の次に次の五号を加える。

- 10 生活排水処理施設の企画調整及び整備に関すること。
- 11 流域別下水道整備総合計画に関すること。
- 12 流域下水道の建設及び管理に関すること。
- 13 都市下水路に関すること。
- 14 下水道の災害復旧工事に関すること。

第十条第一項の表都市計画課の項に次の一号を加える。

- 16 石川県下水道公社に関すること。

第十条第一項の表建築住宅課の項中第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

水道企業課	1 水道用水供給事業の総合的な企画、調整及び推進に関すること。
	2 水道用水供給事業の業務状況の公表に関すること。

第十条第二項の表に次のように加える。

生活排水対策室	第一項の表都市計画課の項第十号から第十四号まで及び第十六号に掲げる事務
---------	-------------------------------------

第十三条第一項の表課長の項、室長の項及び室次長の項中、「里山振興室及び全国植樹祭推進室」を「及び里山振興室」に改め、同条第四項中「ほか」の下に、「総務部に知事室政策調整担当課長及び知事室政策調整担当課長補佐を」を加える。

第十五条第十号の表中「七尾市本府中町」の下に「(のと里山海道課は、羽咋市寺家町)」を加え、同表のと里山海道維持管理課(中能登土木総合事務所に限る。)の項中「のと里山海道維持管理課」を「のと里山海道課」に、「管理係」を「維持管理係」に、「施設整備係」を「建設係」に、

- 「6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関すること(建築工事に係るものを除く。)」を
- 「6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関すること(建築工事に係るものを除く。)」に改
- 7 土木工事の調査、企画、設計、施行及び監督に関すること。

め、同表道路建設課(石川土木総合事務所を除く。)の項1中「水環境創造課(県央土木総合事務所を除く。)」を削り、同表都市施設課(県央土木総合事務所に限る。)の項1中「水環境創造課」を削り、同表建築課(石川土木総合事務所を除く。)の項中10を削り、11を10とし、12を11とし、13を12とし、14を13とし、同表備考1中「のと里山海道維持管理課」を「のと里山海道課(中能登土木総合事務所に限る。)」の項1から6までに改め、同表備考2の表建築課(津幡土木事務所に限る。)の項中10を削り、11を10とし、12を11とし、13を12とし、14を13とする。

第十六条第八号の表石川県立中央病院の項中

総務課	庶務係	1 院内の事務の連絡調整に関すること。
	経理係	2 院内管理に関すること。
	職員係	3 病院事業の予算及び決算に関すること。
		4 病院事業の資金計画に関すること。
		5 へき地診療に関すること。
		6 その他他の課の所掌に属しないこと。

を

経営企画室	経営企画のための調査・分析及び立案に関すること。
総務課	庶務係 1 院内の事務の連絡調整に関すること。 2 院内管理に関すること。 3 病院事業の予算及び決算に関すること。 4 病院事業の資金計画に関すること。 5 へき地診療に関すること。 6 その他他の課の所掌に属しない事項に関すること。

に、「耳鼻いんこう科」

を「耳鼻咽喉科」に改め、同表石川県立高松病院の項を次のように改める。

石川県立 高松病院	かほく市 内高松	事務局	総務課	庶務施設 係 經理係	1 院内の事務の連絡調整に関すること。 2 院内管理に関すること。 3 病院事業の財務に関すること。 4 その他他の課の所掌に属しない事項に関すること。	
			医事課	医事係 医療相談 係	1 窓口事務に関すること。 2 医事統計に関すること。 3 診療報酬の請求事務に関すること。 4 医療相談に関すること。 5 その他医事に関すること。	
		地域医療連携室	診療機関及び保健・福祉機関との医療連携に関すること。			
		医療安全管理室	医療事故の防止及び安全な医療の管理に関すること。			
		診療部	精神科、神経科、耳鼻咽喉科、眼科及び歯科の診療に関すること。			
			医療情報室	医療情報に関すること。		
			検査科	臨床検査及び放射線検査に関すること。		
			作業療法科	作業療法に関すること。		
			薬剤科	調剤、製剤及び薬品の管理に関すること。		
		栄養科	栄養及び患者食に関すること。			
		看護部	看護業務に関すること。			
		ブイケアセンター	社会生活機能回復治療に関すること。			
		認知症疾患医療センター	1 認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談に関すること。 2 地域保健医療・介護関係者への研修及び医療連携に関すること。			

第十七条第七号の表石川県女性相談支援センターの項に次のように加える。

- 5 性暴力被害者の相談及び支援に関すること。

第十九条第四項中「高松病院ブイケアセンター」の下に「高松病院認知症疾患医療センター」を加える。

別表第一第一号の表石川県私立学校審議会の項の次に次のように加える。

石川県公立大学法人 評価委員会	地方独立行政法人法第十一条第二項の規定による公立大学法人の業務の実績に関する評価等に関する事務	総務課
--------------------	---	-----

別表第一第一号の表石川県職員委員会の中「(昭和二十二年政令第十九号)」を削り、同表石川県自治紛争処理委員の中「第二百五十一条の二」を「第二百五十一条」に改め、同表石川県土地利用審査会の中「国土利用計画法」の下に「第三十九条」を加え、同表石川県交通安全対策会議の項を削り、同表石川県介護保険審査会の中「第八十三条」を「第八十三条第一項」に改め、同表石川県障害者施策推進協議会の中「障害者に」を「障害者基本法第三十六条第一項の規定による障害者に」に改め、同表石川県准看護師試験委員会の項の次に次のように加える。

石川県国民健康保険 運営協議会	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第九条の規定による同法附則第七条の都道府県国民健康保険運営方針その他の国民健康保険事業の運営に関する事項の審議に関する事務	医療対策課
--------------------	--	-------

別表第一第一号の表石川県国民健康保険審査会の項中「第九十一条」を「第九十一条第二項」に改め、同表石川県後期高齢者医療審査会の項中「(昭和五十七年法律第八十号) 第二百二十八条」を「第二百二十八条第二項」に改め、同表石川県生活衛生適正化審議会の項中「生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」を「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に改め、「及び同条第六項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議」を削り、同表石川県環境審議会の項を次のように改める。

石川県環境審議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 自然環境保全法第五十一条第一項及び環境基本法第四十三条第一項の規定による環境の保全に関する事項の調査審議に関する事務 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四条第四項の規定による鳥獣保護管理事業計画の調査審議に関する事務 3 温泉法第三十二条の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務 4 ふるさと石川の環境を守り育てる条例の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務 	環境政策課
----------	--	-------

別表第一第一号の表石川県環境審議会の項の次に次のように加える。

石川県交通安全対策 会議	交通安全対策基本法第十六条第二項の規定による県交通安全計画の作成及びその実施の推進等に関する事務	生活安全課
-----------------	--	-------

別表第一第一号の表石川県小売商業調停員の項中「(昭和二十四年法律第百五十五号) 第十五条各号の一に掲げる」を「第十五条の規定による」に改め、同表石川県地方港湾審議会の項中「七尾港」を「港湾法第三十五条の二第二項の規定による七尾港」に改め、同表石川県建築士審査会の項を次のように改める。

石川県建築士審査会	建築士法第二十八条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験に関する事務並びに同法によりその権限に属させられた事項に関する事務	建築住宅課
-----------	--	-------

別表第一第二号の表石川県公務災害補償等審査会の項の次に次のように加える。

石川県スポーツ推進 審議会	地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	スポーツ振 興課
------------------	--	-------------

別表第一第二号の表石川県消費生活審議会の項及び石川県消費者苦情審査会の項を削り、同表石川県公害審査会の項の次に次のように加える。

石川県消費生活審議 会	石川県県民の消費生活の重要な事項について調査審議する事務	生活安全課
石川県消費者苦情審 査会	消費者苦情に係る調停その他消費者苦情の解決に必要な事項の審議に関する事務	生活安全課

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(石川県財務規則の一部改正)

- 2 石川県財務規則(昭和三十八年石川県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。
 - 第二条第一号中「、県民文化局長」を削る。
 - 第三条の五第一項第四号中「県民文化局県民交流課」を「県民文化スポーツ部県民交流課」に改める。
 - 第八十三条中「、県民文化局長」を削る。

(石川県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

- 3 石川県特定非営利活動促進法施行細則(平成十年石川県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第八条第三項中「石川県県民文化局県民交流課」を「石川県県民文化スポーツ部県民交流課」に改める。

(ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部改正)

- 4 ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則(平成十六年石川県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「石川県環境部水環境創造課」を「石川県土木部都市計画課生活排水対策室」に改める。

第九十五条第二項中「石川県環境部環境政策課」を「石川県生活環境部温暖化・里山対策室」に改める。

石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十九号

石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年石川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表三十一の項中「第八条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同項ヲを同項タとし、同項ト中「第六条」を「第二十八条」に、「第三条第二項」を「第二十五条第一項」に、「計画」を「向上計画」に改め、同項トを同項ヨとし、同項ヘ中「第三条第一項」を「第二十五条第一項」に、「計画」を「向上計画」に改め、同項中ヘをカとし、ホをワとし、同項ニ中「計画」を「向上計画」に改め、同項ニを同項フとし、同項ハ中「計画」を「向上計画」に改め、同項ハを同項ルとし、同項ロ中「計画」を「向上計画」に改め、同項ロを同項ヌとし、同項イ中「単に「計画」を「向上計画」に改め、同項中イをリとし、リの前に次のように加える。

イ 法第十二条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この項において「確保計画」という。)

ロ 法第十二条第二項に規定する変更後の確保計画

ハ 法第十二条第三項に規定する確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この項において単に「判定」という。)の結果を記載した通知書

ニ 法第十三条第二項に規定する確保計画

ホ 法第十三条第三項に規定する変更後の確保計画

ヘ 法第十三条第四項に規定する確保計画に係る判定の結果を記載した通知書

ト 法第十九条第一項の規定による建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画(以下この項において単に「計画」という。)の届出に係る書類

チ 法第二十条第二項の規定による計画の通知に係る書類

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

